


<p>2013年 秋 どうそ 満 議員活動報告</p>  <p>発行責任者 道祖 満 飯塚市鯉田2525-44 TEL 25-3280・22-9323</p>	<p>つくります! new いづがライフ</p> <p>飯塚市議会議員 どうそ 道祖 満</p>
---	--

e-mail:m.douso@fmwu.or.jp

あはれ昔いかなる野辺の草葉より

かかる秋風ふきはじめけむ

(後鳥羽院)

皆様、元気でお過ごしですか。

今年の夏は気温が35度を超える猛暑日が続き大変でした。

自宅で冷房を入れずに頑張っていました、さすがに部屋の温度が35度を超えるとテーブルやイスが熱を持ってきて堪えきれずに冷房を使うことと致しました。

秋の彼岸を過ぎてどうにか涼しさが戻ってきましたが、昼間と朝方の気温差が激しくわたしはノドを痛め病院に一月ほど通いました。

さて、飯塚市議会では、9月5日より9月30日まで9月定例会市議会が開催されました。

今回の9月定例会市議会より、本会議場で行われる議事については、インターネット中継が行われることになりました。(録画も市のホームページを検索し、議会の会議録を開くと見ることができます。)

今回の定例会市議会では、わたしを含め17名による一般質問が行われました。

わたしは、第3次地方分権一括法に関連して市の取組みについてと、市民運動公園運動広場・陸上競技場の利用に関して、一般質問を行いました。

また、今回の定例会市議会に、地方自治法第100条第14項から第16項の規定に従って「飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例」を議員提出議案として提出致しました。

(市民文教委員会では、所管施設の視察を9月3日に行い、小中一貫校鯉田校で学校給食の試食をしました。)



平成 25 年 9 月 定例市議会報告

9月定例市議会が9月5日から9月30日まで開催されました。

今回の定例市議会では、議会のインターネット中継機器購入費231万9千円・菟田小学校の整備に関する費用2988万4千円等1億640万円を追加補正し総額を628億4691万1千円とする平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)。また、8月30日から31日の大雨の災害復旧に係る費用1億4408万円を追加し総額を629億9099万8千円とする補正予算(第3号)が審議されました。

条例議案では、◎地方税制の改正に伴い公的年金からの特別徴収制度等を見直す「飯塚市税条例の一部を見直す条例」、◎地方税制の改正に伴い株式等に係る所得に対する課税を見直す「飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、◎旧庄内町の新町小僧団地集会所を廃止する「飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、◎鯉田工業団地の一部を「ニシオ工販株式会社」に分譲する「土地の処分(鯉田工業団地)」◎小中一貫校・頰田校建設に伴う「市道の廃止」・「市道の認定」、◎「教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」、◎人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること、報告事項として業務中の交通事故等の専決処分の報告7件、等の審議が行われました。

平成24年度の一般会計歳入歳出決算の認定から各特別会計の歳入歳出決算の認定についての13件は、決算特別委員会を設置し本会議閉会中に審議を行い、審議結果については、12月定例市議会に報告されます。

ソフトバンクホークスの2、3軍の本拠地誘致については、誘致の決議案を9月5日賛成26人、反対1人で可決しましたが、9月25日の発表では、飯塚市は第一次選考から落選致しました。(多くの自治体が誘致を表明し、選考に残った宮若市は誘致の新聞広告を出すなど積極的な姿勢を示していましたので、反対者の出るような決議案の提案は如何なものかと思ひ、提案者と、反対をすると表明した議員との間の調整が行われましたが、不調に終わり議決に至りましたが、可決された時点で飯塚市の選考落ちは多少予測していました。)

西日本新聞

2013年(平成25年)9月6日 金曜日

**タカ誘致求め
決議案を可決**
飯塚市議会は5日に開会した9月定例会本会議で、プロ野球福岡ソフトバンクホークス2、3軍の本拠地誘致を求め、議員提出決議案を賛成多数で可決した。

市は既に誘致に名乗りを上げており、候補地は健康の森公園市民プールに隣接する空き地と、大分小に隣接する野球場・多目的広場の2カ所を予定。いずれも約6分の1の市有地。決議案は議長を除く27人中26人の賛成で可決した。

定例会には総額1億6400万円を追加する一般会計補正予算案など28議案が提案された。会期は30日までの26日間、一般質問は17、20日。

この日から本会議のインターネット中継が始まった。(中野恵)

市議会政務活動費の交付に関する条例制定

「飯塚市議会の政務活動費の交付に関する条例」の制定について条例案を9月19日に提出、9月30日の9月定例会市議会最終日、議長を除く出席議員27人中、賛成14人、反対13人で可決成立致しました。

飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例に関しての提案理由については、次の通りです。

現在の飯塚市議会の議員定数は、平成20年6月27日開催の本会議でこれまで34人から28人と致しました。

地方自治法第91条では、市町村議会の議員定数について「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。」とありますが、これまで人口区分に応じて議員定数の上限が定められていたものが、平成23年の法改正により廃止されました。

また、平成24年8月29日に成立し9月5に交付された「地方自治法の一部を改正する法律」では、地方議会の審議能力強化、調査活動能力の充実に資するため、政務調査費が改正され政務活動費とされました。

これに先だち「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」が、平成23年1月26日総務省から示されています。

この中では、4. 住民自治制度の拡充（1）議会のあり方の見直し

① 議会に期待される機能とその現状として

○議会は、団体意志の決定機関及び執行機関を監視する機関としての役割を担っており、これらの役割を果たすために政策形成機能、多様な住民の意見の反映、利害の調整、住民の意見の集約の機能を持ち、これらの機能を十分発揮することがもとめられている。

○しかしながら、議会の現状は、こうした期待に応えられているとは評し難い。

長との関係において、既に述べた諸課題のほか、審議に際し事実上常時執行機関の出席を求めている一方で、議員間又は専門家との政策論議が必ずしも十分に行われていない、財政状況や公金支出への監視が十分でないという指摘がある。

また、住民の意見反映・集約等の機能の観点から、議員の構成は「住民の縮図」として多様な層の幅広い住民の意見を的確に反映できているのか、住民との直接対話、住民参加の取組みが十分に行われているのかという指摘もある。

② 議会に期待される機能に応じた議会のあり方

○議会の政策形成機能に着目する場合、議会は専門的知識を有する者で構成されることが望ましいと考えられる。その場合、これらの機能が十分に発揮されるようにするためには比較的少数の議員で審議を行うことが有効であるという考え方もあり得る。

一方、住民の意見反映等の機能に着目する場合は、地域の多様な層から幅広い住民が議会に参加することが重要であり、多人数の議員により議会を構成し、審議を行うこと

が有効であるという考え方もあり得る。とあります。

この様な動きの中で今回の条例案を提案するものです。

第1条に主旨として示していますが、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、飯塚市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、飯塚市議会における会派、又は議員の職に有る者に対し政務活動費を交付することに関して必要な事項について定めるものです。

先ほども述べましたが、「地方自治法の一部を改正する法律案」が、平成24年8月29日に成立し9月5日に交付されています。

その内容ですが、地方自治法第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例に定めなければならない。」とされています。

地方自治法第100条第15項では、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例に定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」とされています。

地方自治法第100条第16項では、「議長は第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」とされていますので、この考えで今回の条例案を作成し提案するものです。

今回の提案の条例案では、「会派及び議員の義務として、会派又は議員は、この政務活動費が市民による信託に支えられていることを厳粛に受け止め、その使途に関して疑いを持たれることのないように説明責任を果たすとともに、この活動による成果が市政の発展に寄与するように努めなければならない。」と、第2条で定めています。

また、第7条では「政務活動費を充てることができる経費の範囲」を定めています。

第9条では、「収支・実績報告書の提出について、領収書その他具体的な支出の内容を明らかにした書面の証拠書類からなる収支・実績報告書を作成し、議長に提出しなければならない。」と定めています。

使途の透明性を図るため、第10条では、「政務活動費審査会の設置」について、第11条では「政務活動費の審査」について。第12条では、「市民の調査請求権」について定めています。

第13条では、「政務活動費の返還について、政務活動費に残余が生じた場合は返還すること。市長は政務活動費審査会の審査の結果、第7条に定める経費の範囲を超える支出が有ると指摘された場合、政務活動費の返還を命ずることができる。」と定めています。

参考まで付け加えますと、全国市議会議長会の資料によると、平成24年12月31日現在で、全国807市の中697市で政務活動費が交付されています。また、全国の人口10万人以上の市、285市の中で280市に政務活動費が交付されています。以上簡単では有りますが、提案理由の説明とさせていただきます。(議案の審議に付いては、議会運営委員会を開催して議事日程に加えることとなりますが、議会運営委員会の開催権限は議案提案者にはありません。議会運営については議長の権限となります。本会議における反対討論の中で、十分な議論が無い、慎重審議をするべきとの意見がありましたが、議案提出後どの議員からも会期を延長するか、閉会中に継続して審議するべきだとの意見は有りませんでした。本会議場で最終日に議案として上程し審議を行うことに反対討論を述べた議員も同意したうえで採決に至っています。)

西日本新聞

2013年(平成25年)10月1日 火曜日

飯塚市議会

政務活動費案を可決

来年度から月4万円支給

飯塚市議会は30日の定例会最終本会議で、2年半前に廃止した政務調査費に代わる政務活動費を導入する議員提出の条例案を賛成多数で可決した。新年度から議員1人当たり月額4万円を支給する。提案者の道祖満氏(市民クラブ)は「議員には専門的、広域的な意見が求められており、政務活動費は必要。同時に、議員は使い道を市民に報告する義務がある」と話した。

条例案は道祖氏の他、賛成者9人の連名で提出。委員会審議は省き、本会議で議長を除く27人中、過半数ぎりぎりの14人の賛成で可決した。討論では「十分な議論がないまま、市民から厳しい批判が出るのは当然(共産党、宮嶋つや子氏)」(現職議員は)政務に関する費用がないことを前提に立候補したはず(同志会、上野伸五氏)など

の反対意見が出た。市議会は政務調査費の不適切使用が発覚したことなどから2011年4月に支給を全面廃止していた。新たな条例は政務費より厳しい使途基準を設け、新設する第三者機関の審査会が不当な支出がないかチェックする。本会議ではこの他、総額1億640万円の本年度一般会計補正予算案など15議案を可決、人事議案2件に同意。来年4月

からの消費税増税中止を求める意見書案は否決、2012年度一般会計決算案など認定議案5件を継続審査とし、閉会した。(中野慧)

総務省の「地方自治法抜本改正についての考え方」によると、各自治体のおかれている状況において自主的に議会のあり方について考えて行くべきだと言われていると理解しています。

また、各自治体においては、比較的少数の議員で議会を構成する方向に進んでいると思います。飯塚市においても平成27年4月の改選時の定数が、

現行の28人が良いのか、更に数名の削減を行うべきなのか、削減するとするならば定数はどうあるべきなのか、今後検討して早い段階で考えをまとめ、市民の皆様の判断を仰ぎたいと思っています。

「第3次一括法」について一般質問

平成25年6月14日に公布された、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第3次一括法について市行政との関連について一般質問を行いました。

この法律によって74法律が一括改正されているが、この法律の主旨はどうか。

この法律によると、直ちに施行出来るものは、公布の日(平成25年6月14日)、政省令等の整備が必要なものは、公布の日から起算して3月を経過した日(平成25年9月14日)、地方自治体の条例や体制整備が必要なもの平成26年4月1日等となっているが、具体的に市行政で対応するものはどのようになるのか。

地方自治体での条例や体制整備についての協議についてはどのように取り組む考えなのか。また、条例の改正、制定についてはどの時点で行う考えでいるのか。質しました。

この質問に対しての答弁は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に進めるためのもので、第3次一括法で改正された74法律のうち、市町村に関連するのは、権限移譲3項目、枠付けの見直し24項目、義務づけの見直し25項目、その他4項目の合計56項目で38法律である。本市で検討すべき項目は、枠付けの見直し9項目、義務づけの見直し9項目の計18項目である。本市において条例改正、条例制定が必要なものは、社会教育法(社会教育委員の資格)、地方青少年問題協議会法(地方青少年問題協議会の会長・委員の資格)、介護保険法(①基準該当介護予防支援に従事する従事者等及び事業運営に関する基準、②指定介護予防支援の指定の申請者に関する基準、③指定介護予防支援に従事する従事者等の基準および事業の運営等に関する基準、④地域包括支援センターの職員等に関する基準)の3法律に対してである。介護保険制度については、大幅な制度改革が検討されているため平成27年3月31日まで経過措置が設けられている。とのことでした。

介護保険制度には多くの市民が関心を持っていると考えるので、経過を詳しく適時に説明することを要望致しました。

市民運動公園運動広場・陸上競技場の あり方について一般質問

市民運動公園運動広場・陸上競技場の利用実態を確認すると共に、市民・利用者のニーズに合った施設整備を行うことを要望する一般質問を行いました。

質問、市民運動公園運動広場は、平成21年2月策定の「飯塚市公共施設等の在り方に

関する第1次実施計画」で、平成22年度から指定管理者制度を導入するとなっていたが、その後の市民の利用者の推移はどうなっているのか。また、市民運動公園陸上競技場の市民の利用者の推移はどうなっているのか。利用時間別、曜日別ではどうなっているのか。

答弁、運動広場の利用者は、平成24年度29751人で、時間別では6～9時413人、9～12時4862人、12～17時2776人、17時～20時15795人、試合等の1日5905人。

陸上競技場の利用者は、平成24年度3195人で、7～13時710人、13～19時145人、試合等の1日2310人。

質問、市民運動公園陸上競技場は、トラックでの利用でなく、フィールド内では、やり投げ等投てき競技の練習にも使用しているため、利用者の安全面を考慮しながら、利用日・時間帯等を分けるなど、安心して利用できる仕組みを作ることが必要である。」と見直しにあたっての考慮すべき事項として上げられていたが、どのようになっているのか。

答弁、当時も現在も投てき競技の練習は確認出来ていない。

質問、市民運動公園陸上競技場は、陸上競技連盟公認の陸上競技場でないため、陸上連盟公認の大会開催は出来ない。」となっているが、トラック競技の練習場としての機能は十分あると関係者の間では位置づけられているのか。

答弁、トラックは損傷が激しい使用に耐えない、練習場としても利用者が少ないところから十分でないと考える。

質問、運動広場の平成24年度利用者29751人中で17時～20時の利用者が15795人と約半分以上あるが、更なる有効利用を考えるならば照明を現行2カ所から4カ所に増やす必要があると考えるが、市はどう考えるのか。

答弁、利用状況を確認して更なる有効利用に繋がるか、増設について検討する。

質問、市長は施政方針の中で、既存施設を有効利用して「健幸都市いづか」を目指すと言われているが、陸上競技場は、年間利用者が年々減って平成24年度では、3195人で、平日はほとんど利用されていない、年間を通じての利用はサッカーの利用が主なものである。陸上競技場としての機能は無く利用者は皆無に近い市長はこの様な状態で、「健幸都市いづか」を目指して行くのか。

この際、陸上競技場を廃止して多目的広場と利用目的を変え多くの市民が利用出来る環境を整える方が、「健幸都市いづか」づくりの方針に合致するのでは無いかと考えるが、市長の考えをお尋ね致します。

答弁、これまでもあり方については協議してきているが、方針を決定出来ていない。

今後の方向性については、各方面の意見を聞き検討して行きたい。まず出来るところからの施設の改修に努めたい。とのことでした。

旧庄内町「青葉台」住宅用地一括分譲へ

旧庄内町が住宅用地として造成分譲していました JR 庄内駅近くの「青葉台」住宅用地については、これまで一区画の分譲面積を購入しやすい 70 坪前後にするとか、路線価に合わせて用地の坪単価を見直す、他の自治体でやっているようにフリーペーパーや新聞広告を利用することを提案してきましたが、市では、民間の販売力を利用する方法を考え、残り 38 区画 14650.52 m²を一括で分譲することと致しました。

鯉田工業団地に企業進出

鯉田工業団地に、嘉麻市上碓井で操業しています「ニシオ工販株式会社」が移転してきます。(コンビニ等の金属屋根材や金属壁材を生産している会社です。)

鯉田工業団地の第 5 区画 44314.21 m²を 2 億 9008 万 116 円で分譲することが決まりました。(鯉田工業団地には、ニシオ工販(株)以外にも、進出希望の会社があり、年内にも何社か進出が決まる可能性があります。)

自治基本条例の議会研修会開催

飯塚市では、平成 25 年度内の策定を目指して協議が重ねられています。これに合わせて、市議会においても 9 月 19 日に、策定に関する会議が開催されました。

会議の開催前に、北九州市立大学法学部政策科学科の森裕亮准教授より「自治基本条例の重要性が高まっているのはなぜか。」と題して講演があり、議会にとっての自治基本条例は、政策形成・行政監視・議会と住民の関係が大事であるとの説明がありました。

その後、現在協議中の飯塚市自治基本条例における「議会に関する規定」については、
◎「議会の役割」 議会は、市民の代表機関として、市政上の重要な意志決定及び執行機関を監視する機関としての役割を果たすものとする。

◎「議会の責務」 議会は議決機関としての責任を常に認識し、長期展望をもって活動するものとする。議会は、広く市民から意見を求めるよう努めるものとする。議会は、市民に対し、議会における意志決定の内容及びその経過を説明するよう努めるものとする。

◎「議員の役割と責務」 議員は、市民の信託に応えるために、市政に関する市民の意志を的確に把握し、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有する。議員は自己研さんに務め、議会における審議及び政策の立案に努める。議員は開かれた議会運営の実現に努める。

◎「議会運営」 議会は、市民に関する市民の意志を的確に把握し、議会運営に反映するものとする。議会は、開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。
が、検討資料として示されました。